

☝ 貼り過ぎた収入印紙

Q：当社は建設業を営んでいます。先日、一括工事の受注金額が6,000万円から5,000万円に変更になってしまい、契約書を再度作成することになりました。当初契約書に貼付した印紙は6万円でしたが、変更により2万円で済むことになりました。最初の契約書の印紙にはもう消印をしていますが、払戻しをしてもらえるのでしょうか。

A：過誤納金として還付の対象になりますので、所轄税務署長の確認を受けてください。

【解説】

ご質問のようにあらかじめ収入印紙を貼り付けたが何らかの事情で印紙税法上の作成行為がないままに終わることがあります。このように、納税義務がないにもかかわらず印紙税を納付したことになる場合には、その文書に貼り付けた収入印紙の金額に相当する金額は過誤納金として還付の対象となります。

還付を受けるには、まず、印紙税についての過誤納の事実があることについて所轄税務署長の確認を受けなければなりません。それには、「印紙税過誤納確認申請書」を提出するとともに、印紙税が過誤納となっている文書を提示することが必要です。ご質問の場合には、6万円の収入印紙が貼られている最初の契約書と2万円の収入印紙が貼られている契約書を提示する必要があります。

税務署長が、提示された文書に貼られている収入印紙について印紙税の過誤納の事実を確認すると、後日、還付を受けることになります。

